

資料編

十和田市地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)及び地域生活支援事業の実施について(平成18年8月1日厚生労働省通知障発第0801002号)に基づき、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす協議の場として、十和田市地域自立支援協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立公平性の確保及び運営評価に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (4) 十和田市障害者基本計画の作成、具体化に向けた協議に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、委員10名以内をもって組織し、別表に掲げる関係機関等のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は委嘱の日から平成19年3月31日までとする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、委員が委嘱された後最初の会議は市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、十和田市福祉事務所福祉課において処理する。

(秘密の保持)

第8条 協議会の委員及び委員だった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月27日から施行する。

別表（第3条関係）

十和田市民生児童委員協議会
十和田地区医師会
十和田市障害者福祉会
十和田市心身障害児（者）育成連絡協議会
地域活動支援センター アセンドハウス
知的障害者通所授産施設 フレンドリーホーム公立もくもっく
三沢公共職業安定所十和田出張所
上北地方健康福祉こどもセンター
十和田市社会福祉協議会
十和田市教育委員会

十和田市地域自立支援協議会委員名簿

	関係機関・団体名	役職名	氏 名
会 長	十和田市社会福祉協議会	次 長	佐々木 重 康
副会長	十和田市民生児童委員協議会	会 長	櫻 田 努
委 員	十和田地区医師会 (高松病院)	(医局長)	海老名 恵
委 員	十和田市障害者福祉会	副会長	工 藤 和 一
委 員	十和田市心身障害児者育成連絡協議会	理 事	竹ヶ原 克 哉
委 員	地域活動支援センター アセンドハウス	センター長	田 中 淳 一
委 員	知的障害者通所授産施設 フレンドリーホーム公立もくもっく	園 長	須田山 秋 夫
委 員	三沢公共職業安定所十和田出張所	所 長	佐 藤 敏 夫
委 員	上北地方健康福祉こどもセンター	主 幹	向 井 英 男
委 員	十和田市教育委員会生涯学習課	課長補佐	鳥谷部 保

十和田市障害者基本計画策定経過

年 月 日	審 議 内 容 等
平成 18 年 1 月 23 日 ～ 2 月 3 日	障害者意識調査の実施 ・身体障害者、知的障害者、精神障害者 計 2,000 人
平成 18 年 12 月 15 日	知的障害者通所授産施設ほか計 3 施設（団体）で要望等事前調査
平成 18 年 12 月 20 日	第 1 回十和田市地域自立支援協議会開催 ・障害者計画、障害福祉計画の概要
平成 19 年 1 月 30 日	第 2 回十和田市地域自立支援協議会開催 ・計画案の検討
平成 19 年 2 月 28 日	第 3 回十和田市地域自立支援協議会開催 ・計画案の検討・承認